## 重要事項説明

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年規則第60号) 第15条の規定に基づく掲示内容) 令和6年4月1日 現在 小谷かなりや第二小規模保育園 施設名称 施設類型 地域型保育事業所 倉敷市福井228番地5 施設の所在地 086-441-3111 施設の電話番号 河原 由美子 園長氏名 令和2年10月1日 施設の認可年月日 令和2年10月1日 施設の確認年月日 設置者名·所在地 社会福祉法人 倉敷福徳会 理事長 小谷 浩二 (倉敷市福井205番地) ①2号認定子ども(満3歳以上の保育を必要とする子ども) 受け入れ、対象児童 (2)3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども) <u>倉敷市からの委託を受けて、</u>保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する 施設の目的及び運営方 支援)を行う。 提供する教育及び保育 「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。 職種 職務内容 員 数 園長 園務をつかさどり、所属職員を監督する。 職員の職種、員数及び 1名 職務の内容 保育士 6名以上 園児の保育をつかさどる。 ※ 員数については、今和6年4月1日時点の配置予定数(常勤粹复数)を記載しています。ただし保育の人数により保育士の人数は変動します。 氏名(医療機関名等)・ 主な業務内容 膱 種 嘱託医等の氏名、業務 内容 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など 嘱託医 まさよし内科・小児科クリニック 健診医 山田歯科医院 歯科健診(年1回) 開所日 次に掲げる休園日を除く、月~土曜日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、 休園 H 特定教育・保育の提供を 年末年始(12月29日~1月3日) 行う日及び時間、提供を 7:30~18:30 ※開所時間は厳守してください。 行わない日 開所時間を超えての利用が度重なる場合には、倉敷市と協議の上対応させていただきます。 開所時間 土曜日は連携園の堀南かなりや認定こども園で保育します。 ※園の行事、天候、感染症流行により開所時間等ご協力をお願いすることもあります 〇 利用者負担金 保育料月額 倉敷市の定める保育所保育料月額 倉敷市の定める保育所月額利用料コアタイム(8:30~16:30)を超える時間帯、時間数及び回 保育短時間 超過料金 数に関わらず1日350円 午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つため 午睡チェックセンサー利用額 月額利用料(0歳児クラス) 月額利用料 1,000円 災害共済掛金(年額240円) 実費徴収金(諸費) 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、 別にお知らせします。 支給認定保護者から受 口座振替手数料 1世帯月額110円 ※口座振替が適正に行えなかった場合でも、手数料は発生します。 領する利用者負担その 他費用の種類、支払いを 〇 利用者負担金の徴収方法 求める理由及びその額 本園利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 ・ 本圏では、上間に用立理とい口座派官になります。 接替日 毎月月末 (自動振替が滞ることなく行われるように充当して下さい。) 保育料2ヵ月以上滞納の場合は、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 当月分の保育料 その他諸費等が2ヵ月以上滞納の場合は、法人本部と協議の上連絡させていただきます。 超過料金 超過料金は翌月末に保育料と一緒に口座振替になります。 納期期限までに口座振替させていただきます。 ① 災害共済掛金(年払) ② その他実費(呼吸チェック午睡センサー・行事参加費) その他の用品代等は、適宜徴収します。 実費徴収金(諸費) ※口座振替は月末、12月と3月のみ25日とします。事情により振替日が異なる場合は別途お知らせします。
※市内の同一法人連携園に入園の場合のみ口座情報を引き継ぎます。その他の目的では利用いたしません。 〇 利用定員合計 小学校就学前子どもの 2・3号認定子どもに係る利用定 乳児(生後57日目から受け入れ) 6人 区分ごとの利用定員 1歳~2歳児 13人 施設の利用開始、終了に関する事項及び利用 **○ 利用開始**(保育園入所申込みから適用) ① 利用申込み にあたっての留意事項 (入所選考方法) 「子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書(継続確認書)を当園又は、倉敷市保育・幼稚園課 (又は各保健福祉センター福祉課)へ提出し、入所の申し込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。 ② 入所選考 <u>倉敷市の入所選考基準に基づき、園が入所決定を行います。</u> ③ 利用契約·利用開始 では、 保育所における保育は、園との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。

〇 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前(少なくとも退園予定日の1ヵ月前)に、当園に申し出てください。 利用終了に関する事項 1.登園は以下の場合には、保育提供を終了するものとします。 (1)保護者が保育給付認定要件に該当しなくなったとき (2)保育給付認定保護者から保育園の利用取り消しの申し出があったとき 2.当園は、以下の場合は、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。 (1)利用料金・利用者負担の支払いが2カ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず14日以内に払われない場合 (2)保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園職員又はその関係者に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為、 背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合 〇 連携圏 堀南かなりや認定こども園 ○卒園後の受け入れ ○土曜日保育 ○行事の参加 ○給食提供 〇保育協力など 小谷かなりやキッズ保育園 〇合同の行事 〇保育協力 ※保育内容支援等、重要かつ必要な情報を提供する場合もあります。 〇保育協力など 連携関について 〔法人内保育園〕小谷かなりや認定こども園・真備かなりや認定こども園・小谷かなりや小規模保育園・真備かなりや小規模保育園 ・真備かなりや第二小規模保育園・真備かなりや第三小規模保育園 〇 関での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。 緊急時等における対応 方法 〇 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき 台風の接近などにより、警報・避難指示・避難勧告が発令したとき園にて危険だと判断した時。 O 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 〇 緊急避難場所 ・地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に避難します。 第一避難場所・・・小谷かなりや認定こども園 倉敷市福井205番地 TEL 086-423-1809 洪水 選業場所・・・・全動市立京庫内学校 (全動市西宮共1387 TEL 086-422-4670) 非常災害対策 ン 1 種類の状況、関周辺の状況や保育士等の状況により、早めのお迎えをご協力お願いします。 ①キッズリーの配信 ②緊急時の連絡表により電話連絡 ③災害時伝言サービス「171」の利用(詳細は別紙) 〇 関係機関連絡先 緊急時等における ○ 関係機関連制元 倉敷市保育・幼稚園課:086-426-3311 倉敷警察署:086-422-0110 倉敷消防署:086-422-1190 ○ 送迎中の事故や駐車場での事故及び盗難について、当園は一切責任を負いません。送迎中や駐車場での安全対策について、 関係機関の連絡先 駐車場に関する事項 秘密保持·個人情報保護 ○ 特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者や、その他の機関・連携園等と必要な個人情報を共有します。 に関する事項 〇 職員に対する措置 虐待の防止のための措 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して 置に関する事項 教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。 責任者 河原 由美子 法令順守のための措置 に関する事項 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 理事長 小谷 浩二 〇 給食提供 ※アレルギー児には保護者との協議により医師の指導の下、除去食の提供を行う。(除去の種類によっては弁当を持参して頂きます。) ※献立は倉敷市の献立を使用していますが、行事により園独自の献立に変更する場合があります。 ○ **園児が加入する保険**① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、4,000万円(障がい見舞金)、3,000万円(死亡見舞金) ② 施設所有(管理)者賠償責任保険(あいおいニッセイ同和損保) 賠償責任 1事故あたり 1名あたり 保険期間中 身体賠償 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要 | 財物賠償 | 〇子ども・子育て支援新制度 こも・十一 (又接刺前)及 保護者の就労や就学、介護や疾病、求職活動など保育が必要な時間をもとに「保育短時間」「保育標準時間」の2区分で認 定されています。この認定時間(8時間又は11時間)の範囲内で、保護者は保育が必要となる状況に応じて保育を利用でき ます。保育利用時間は、就労している保護者であれば、勤務時間と通勤時間に要する時間、介護や病気等であれば付き添 いや通院に要する時間が含まれます。個々の保護者や子どもの状況、環境などにより必要な保育時間は異なりますので、 適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。 ※買い物等私的な用事は含まれません。 ※保護者以外の18歳未満の方の送迎はお控えください。 ○送迎について 保護者において全責任をもって遂行することをお願いします。(ただし、困難な場合は要相談) 〇保育短時間認定 保育が必要な時間が月に120時間未満の方は、保育短時間認定の利用となります。保育短時間認定を受けた方で、コアタイ ム(8:30~16:30)を外れて利用した場合は、利用する時間帯、時間数及び回数に関わらず超過料金(1日350円)が必要 ※認定区分の変更については、倉敷市へ変更申請が必要となります。 **O苦情受付担当者の職・氏名・連絡先** 園長 河原 由美子 (TEL086-441-3111) 当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 保育園 : 小谷かなりや第二小規模保育園 住所 倉敷市福井228番地5 氏名 河原 由美子 私は、書面に基づいて小谷かなりや第二小規模保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。 年 月 В 保護者住所 園児氏名 保護者氏名

<sup>※</sup> 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

<sup>※</sup> 本重要事項説明に関してご不明な点がありましたら、園長までお尋ねください。